

本人希望が反映されていない 異動先についての説明も不十分 事前通知!?

八戸支部のある職場の組合員に対し、6月1日付の人事異動の事前通知が行われました。しかしながら、その中身は…

この異動には、組合員自身が描いたキャリアプランが反映されていない意識付けは行われたが、納得感を得られるものではなかった後日説明を求めたが、その説明も納得感のあるものではなかった

というものでした。

人事異動は、組合員・社員の人生とその家族の生活に関わる重要なことです。だからこそ、自らのキャリアプランを一人ひとりがしっかりと考え、「個人面談」の中で管理者に伝えていきます。管理者に伝えたことが反映されない、若しくは反映されないことに対して納得感のある説明がないのであれば、個人面談は何のために行っているのでしょうか。

この組合員は、納得感のない人事異動に対し、労働協約によって組合員だけが適用される「簡易苦情処理」を提出し、今回の異動に対して異議を訴えました。

（簡易苦情処理は就業規則には無いため、労働組合未加入者は、納得できない異動に対し、簡易苦情処理を用いて異議を唱えることはできません！）

労使間の取扱いに関する協約（一部抜粋）

第38条 組合員が、本人の転勤、転職、降職、出向及び待命休職についての事前通知内容について苦情を有する場合は、その解決を簡易苦情処理会議（以下本節において「会議」という）に請求することができる。

これまでの労使議論を再確認し、組合員のキャリアプラン・生活設計を実現するため、組合員に対し、会社は誠実な対応と説明を行うべきだ！